2025年2月25日現在

	2025年2月25日現在
1. 商 品 名	しんきん教育カードローン(以下、「このカードローン」といいます)
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 (1) 当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務(営業)の方 (2) お申込時年齢が満20歳以上で、安定した収入のある方 (3) 子弟・孫・被扶養親族等(以下、「子弟等」といいます)が学校等に就学中または就学予定である方 ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの指します 【学校等の例】 大学院(法科大学院含む)、大学、短期大学、専修大学、各種学校(予備校・専門学校含む)、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等 (4) 保証会社の保証を受けられる方
3. お使いみち	子弟等の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用となります 【対象となる資金使途の例】 (1) 就学する学校等への納付金(寄付金、学校債、入学を辞退した学校等への入学金を含む) (2) 就学にかかる付帯費用(受験費用、教材費、下宿費用《敷金・礼金・家賃》、交通費、入学・卒業に伴う引越費用)など (3) 上記(1) または(2) を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます)
4. ご融資極度額	50万円以上500万円以内(10万円単位) 子弟等一人ごとにご契約ができます(複数のご契約が可能です) 【例:子弟が3人の場合、3口座の契約が可能です】 但し、このカードローンを含め、一般社団法人しんきん保証基金保証付消費者ローンの融資合計額は3,000万円までとなりますまた、1契約ごとに所定の審査をさせていただきます。審査の結果、ご契約不可となる場合もありますので、あらかじめご了承ください
5. ご利用期間	5年以内(1年ごとの更新) ご利用(出金可能)期間は、このカードローンの契約期間中、かつ、お借入利用期限(就学者の卒業予定月の末日)となります ※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヵ月後の月末までとなります ※子弟等が進学する際、引き続き教育カードローンの利用を希望する場合は、所定の手続により、進学先の卒業予定月まで利用期間の延長も可能ですので、取扱店へお申し出ください
6. ご融資利率	固定金利 年3.05%
7. お持ち頂く書類	 (1) 本人確認資料 運転免許証、マイナンバーカード等 (2) 源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得(年収)を証明するもの ※ご融資金額 100万円以内の場合は不要となります (3) 子弟等が就学中または就学予定であることを証する書類 (合格通知書、在学証明書、学生証等)

しんきん教育カードローン(2/2)

しんさん教育カードローク(2/2)	
8. ご返済方法	元金返済据置(利息のみ、利息支払用口座から毎月引落しになります) ※返済(引落し)日は、毎月10日となります ※更にいつでも内入可能です ご利用期間終了後(ご卒業予定月)の3ヵ月後の月末までに、このカードローンの貸越 残高を全額ご返済いただくか、証書貸付型の「教育カードローン切替プラン」へ切替す ることにより完済していただきます ※次の場合は、証書貸付型の「教育カードローン切替プラン」へ切替ができませんの で、予めご了承ください (1)「教育カードローン切替プラン」保証会社の保証が受けられない場合 (2) 切替時点において、当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務(営業)さ れていない場合
9. 保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
10. 保 証 人	必要ありません
11. 担 保	必要ありません
12. 手数料・保証料	(1) カード発行手数料 無料 (2) 保証料は必要ありません(金利に含まれております)
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室 (8時30分~17時、電話:022-222-8076)にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
14. そ の 他	 ◆審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。 ◆ご契約時には、所定の印紙税が別途必要となります。 ◆ローンカードは、全国の信用金庫、都市銀行、銀行、信用組合、農協、労金、ゆうちょ銀行等、提携金融機関のATMでご利用いただけます。 ◆詳しくは、窓口までお気軽にお問い合わせください。